



介護サービス事業所及び 障害福祉サービス事業所の指定取消し処分 について



ターゲット 3.8

令和3年11月1日

郡山市保健福祉部
介護保険課

担当：渡辺 啓一

TEL：924-3021

SDGs ターゲット3.8 「全ての人々に対する財政リスクからの保障、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・ガバレッジ（UHC）を達成する。」

本日、介護保険法第78条の10及び同法第115条の445の9並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、次のとおり指定取消し処分を行うことを決定しました。

1 事業者の名称・所在地

名称：株式会社 エム・グローブ

所在地：福島県いわき市小名浜住吉字飯塚73番地1

2 処分の対象となる事業所名等

名称：樹楽団らんの家 郡山和

所在地：福島県郡山市富田東五丁目181番地

サービス種類：地域密着型サービス（地域密着型通所介護）

総合事業（第1号通所事業）

障害福祉サービス（共生型生活介護）

3 行政処分の内容

処分内容：指定取消し

処分の年月日：令和3年11月1日（月）

指定取消の日：令和3年12月1日（水）

4 行政処分の理由

別紙のとおり

5 今後の市の方針

このような事件は、介護保険や障害者福祉制度の根幹を揺るがしかねないものであり、法に定める手続きに則り、厳正に処分を行うものであります。

今後は、このような事件が起きないように努め、利用者の皆様が安心してサービスが利用できますよう、各サービス事業者に対して適切な指導を心掛けてまいります。

6 問い合わせ先

地域密着型サービス：介護保険課（電話：024-924-3021）

総合事業：地域包括ケア推進課（電話：024-924-3561）

障害福祉サービス：障がい福祉課（電話：024-924-2381）

(別紙)

1. 地域密着型サービス（地域密着型通所介護）

- (1) 事業所を代表する立場の管理者（当時）が、善意の第三者である利用者及び利用者家族に対し有効な契約書があるにも関わらず、利用者家族及び居宅介護支援事業所を偽り、適切なサービスを提供せず、結果として利用者を死亡させ、かつ、その遺体を遺棄するなど著しい人格尊重義務違反があり、介護保険法第 78 条の 4 第 8 項に違反した行為を行った。

このことは、介護保険法第 78 条の 10 第 6 号に規定する「第 78 条の 4 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき」にあたり、指定取消の事由に該当する。

【参考：介護保険法 第 78 条の 4 第 8 項】

指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (2) 事業所を代表する立場である管理者（当時）が、利用者に適切な対応をしていなかった。さらに、利用者家族から不正に金銭を受領した。

このことは、介護保険法第 78 条の 10 第 14 号に規定する「指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき」にあたり、指定取消の事由に該当する。

2. 総合事業（第 1 号通所事業）

- (1) 1(1)により介護保険法第 78 条の 4 第 8 項に違反した行為を行った事実は、介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号に規定する「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき」にあたり、指定取消の事由に該当する。

- (2) 1(2)により管理者（当時）が不正に金銭を取得した行為は、介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 7 号に規定する「地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき」にあたり、指定取消の事由に該当する。

3. 障害福祉サービス（共生型生活介護）

- (1) 1(1)により介護保険法第 78 条の 4 第 8 項に違反した行為を行った事実は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項第 9 号に規定する「その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき」にあたり、指定取消の事由に該当する。